

国際競技会派遣選手選考規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下「本連盟」という）が、国際武術連盟（以下「IWUF」という）又はアジア武術連盟（以下「WFA」という）が、主催又は公認する国際競技会に、日本代表選手として派遣する競技者を選考するための条件について定めるものである。

（基本方針）

第2条 本連盟は、以下の基本方針に沿って日本代表選手の選考を行う。

- （1） 日本代表として十分な活躍が期待でき、直近の国際競技会で入賞している選手、又は将来の国際競技会でメダルの獲得が期待できる、次世代を担う有望な選手を派遣することとし、対象の国際競技会ごとに選考する。
- （2） 本連盟の倫理規程及び強化指定選手・ジュニア強化指定選手・強化コーチ等行動規範を遵守し、日本を代表するに相応しい選手を選考する。

（選考権限）

第3条 本連盟の日本代表選手団選定委員会（以下「選定委員会」という）は、派遣選手等選考基準を定めたうえで、選手強化委員会、審判委員会からなる選手選考委員会が実施する派遣選手選考会の結果等を踏まえて、日本代表選手を選出する。

2. 選定委員会の委員は、会長、副会長のうち1名、専務理事、選手強化委員会委員長、審判委員会委員長、倫理委員会委員のうち2名以上とし、理事会が選任する。

（選考基準）

第4条 選定委員会は、日本を代表するに相応しい実力を有する者を適正かつ公平に選考することを目的とし、可能な限り客観的かつ明確に派遣選手等選考基準を定めるものとする。この選考基準はシニア区分、ジュニア区分それぞれ年度ごとに定めて公表する。

（国籍）

第5条 前条に定める選考基準を満たしている選手が、日本代表選手となるためには、日本国籍を有していなければならないものとする。

（代表選手発表の通知）

第6条 最終選考が終了して選定委員会において決定した後、1週間以内に選定対象選手へ通達することとする。

(派遣対象競技会)

第7条 当該年度の派遣対象選考会については、大会の規程等に沿って与えられた参加枠と選考された選手の能力を考慮し、選定委員会の承認を経て公表する。

(派遣に関する制限)

第8条 本選考基準に則り選出された選手であっても、以下の場合には、国際競技会への派遣が制限、又は取消される。

- (1) 派遣対象となる国際競技会の出場資格を満たさない場合
- (2) 病気又は怪我により、競技に著しく支障があると認められる場合
- (3) 法令又は倫理規程及び強化指定選手・ジュニア強化指定選手・強化コーチ等行動規範に違反し、日本を代表するに相応しくないと認められる場合
- (4) 正当な理由なく強化方針及び指示に従わない場合
- (5) 日本代表選手本人から辞退の申し出があった場合

(協議事項)

第9条 この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

(不服申し立て)

第10条 日本代表選手団の選考に関する不服申し立ては、以下に沿って行うことができる。

1. 選考結果に対する不服申し立ては、選考が基準の手続きに則って行われていない場合のみ、行うことができる。
2. 選手又は当該選手の所属先代表者は、選定委員会の説明に選手が納得できない場合には、本連盟選定委員会に不服申し立てができる。
3. 不服申し立ては、代表選手発表通知到達日の翌日から2週間以内にしなければならない。
4. 不服申し立ての手順と、受理から決定までは以下の過程とする。
 - (1) 選手又は所属先代表者は本連盟事務局宛にメールで申立
 - (2) 本連盟事務局から選定委員会へ通知
 - (3) 選定委員会から倫理委員会へ通知
 - (4) 倫理委員会による選手及び選定委員会へのヒアリング
 - (5) 倫理委員会による審議と決定、選定委員会への通知
 - (6) 選定委員会が選手又は当該所属の代表者へ決定内容を通知
5. 本条第1項の定めにかかわらず、日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）に仲裁申立てをすることもできる。その場合、本連盟への不服申し立ては終了し、その後はJSAA の手続きと決定に従うこととする。

(選考結果に対する説明)

第 11 条 本連盟は、選考されなかった候補選手に対し、不選考の理由を説明する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は理事会において行う。

(付 則)

1. この規程は令和 6 年 3 月 8 日より施行する。